

核燃料サイクル工学研究所
核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請に関する
核物質防護規定及び保障措置への影響について

令和 5 年 4 月 25 日
核燃料サイクル工学研究所

令和 5 年 3 月 22 日付け令 04 原機（サ保）144 をもって申請した核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請に関する核物質防護規定及び保障措置への影響について、確認結果を以下に示す。

1. 申請の概要

核燃料物質使用変更許可（令和 5 年 2 月 6 日付け原規規発第 2302066 号）を受け、以下の事項を変更するとともに、記載の適正化を図る。

- (1) 第 I 編 第 5 条（職務）第 13 項において、研究開発第 1 課長の職務に、1F 燃料デブリの分析に係る業務を追加する。
- (2) 第 I 編 第 I - 2 - (19) 図 プルトニウム燃料第二開発室管理区域において、一部工程室の名称を変更する。
- (3) 第 I 編 第 I - 8 - (7) 表 放射線管理用機器（プルトニウム燃料第二、第三開発室）のプルトニウム燃料第二開発室のうち、 α 線用空気モニタの測定器台数を変更する。
- (4) 第 II 編 第 4 条（使用の制限）第 12 項に、1F 燃料デブリを不燃性容器内で取り扱うことを追加する。
- (5) 第 II 編 第 8 条（貯蔵の制限）第 5 項に、1F 燃料デブリを不燃性容器内で取り扱うことを追加する。
- (6) 第 II 編 第 II - 1 - (1) - イ表 核燃料物質の取扱制限量（CPF）において、1F 燃料デブリの取扱制限量を追加するとともに、燃料ピン以外の核燃料物質（1F 燃料デブリを含む。）についての運用方法を変更する。また、1F 燃料デブリの使用時の取扱方法に係る注釈を追加する。
- (7) 第 II 編 第 II - 1 - (1) - ロ表 CPF における核燃料物質の主要核種組成に係る制限値において、1F 燃料デブリの主要核種組成に係る制限値を追加する。
- (8) 第 II 編 第 II - 2 - (2) 表 CPF の最大貯蔵能力において、1F 燃料デブリに係る最大貯蔵能力を追加するとともに、燃料ピン以外の核燃料物質（1F 燃料デブリを含む。）についての運用方法を変更する。また、1F 燃料デブリの貯蔵時の取扱方法に係る注釈を追加する。
- (9) 第 III 編 第 12 条の 2（使用を終了し維持管理中の設備の管理）にガスクロマトグラフの記載を追加する。
- (10) 第 III 編 第 III - 1 - (5) 表 プルトニウム燃料第一開発室工程における

臨界管理ユニットごとの制限量（その1）の臨界管理ユニットG115のグローブボックス等番号に可搬型中性子線非破壊測定装置を追加する。

- (11) 第Ⅲ編 第Ⅲ－1－(6)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニットごとの制限量（貯蔵庫等）において、低富化 MOX に係る注釈の記載を変更する。
- (12) 第Ⅲ編 第Ⅲ－1－(9)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニットごとの制限量（回収設備）から臨界管理ユニット D001、D003、D005、D007、D009、D011、D013 及び D015 に係る記載を削除し、第Ⅲ－1－(11)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニットごとの制限量（その他の工程等）へ当該記載を追加する。
- (13) 第Ⅲ編 第Ⅲ－1－(10)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニットごとの制限量（品質管理工程）から臨界管理ユニット C012 及び C013 に係る記載を削除し、第Ⅲ－1－(11)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニットごとの制限量（その他の工程等）へ当該記載を追加する。
- (14) 第Ⅲ編 第Ⅲ－1－(11)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニットごとの制限量（その他の工程等）から臨界管理ユニット W004、W005 及び W006 に係る記載を削除する。
- (15) 第Ⅲ編 第Ⅲ－4－(2)表 プルトニウム燃料第二開発室における固体廃棄物の保管能力の記載を変更する。
- (16) 記載の適正化を図る。

2. 核物質防護規定及び保障措置への影響

(1) 核物質防護規定：影響あり

（理由）

次の事項を、核物質防護規定へ反映する必要があるため。

- 1) 1. (2)の変更に伴う、プルトニウム燃料第二開発室の工程室名の変更
- 2) 1. (14)の変更に伴う、プルトニウム燃料第二開発室の解体・撤去が完了した設備の削除
- 3) 1. (16)の変更に伴う、プルトニウム燃料第三開発室の管理区域図面の変更

(2) 保障措置：影響あり

（理由）

1. (11)の変更に伴い、ウラン濃縮度に係る記載について DIQ (Design Information Questionnaire：設計情報質問表)へ反映する必要があるため。

以 上